

中井町勤労者生活資金融資要綱

（目的）

第1条 この要綱は、町内に居住する勤労者の生活の安定と向上に資するため、生活資金を融資することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（融資の対象者）

第2条 融資の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づいて中井町の住民基本台帳に登録されている者

（2）同一事業所に1年以上継続勤務している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この融資を利用することができない。

（1）町税に滞納がある者

（2）返済能力がないと認められる者

（3）この要綱による資金の融資を受けたことがある者で、その返済を完了していない者

（4）前3号に定めるもののほか町長が融資することが適当でないと認める者

3 前項第1号の町税の滞納の有無の確認は、中井町勤労者生活資金融資貸付に関する確認書（第1号様式）により行うものとする。

（融資の内容）

第3条 融資の内容は、別表に定めるとおりとする。

（融資の方法）

第4条 町長は、予算の範囲内において、融資のための資金を、中央労働金

庫秦野支店（以下「取扱金融機関」という。）に無利息で預託し、融資

を行わせるものとする。

（取扱金融機関の義務）

第 5 条 取扱金融機関は、前条に規定する預託金の 1 倍に相当する資金を融資するものとする。

2 取扱金融機関は、融資の申込みを受けた場合は、直ちに所定の審査を行い、融資することを決定したものについては速やかに融資するものとする。

3 取扱金融機関は、融資実績について中井町勤労者生活資金融資状況報告書（第 2 号様式）によりその月の翌月末日までに町長に報告しなければならない。

（融資の申込方法）

第 6 条 融資を受けようとする者は、取扱金融機関の融資申込書に次に掲げる書類を添付して申し込むものとする。

（１）住民票の写し

（２）組織労働者にあつては所属組合員であることを証する書類、その他の労働者にあつては給与証明書及び印鑑登録証明書

（３）資金使途を明らかにする書類

（４）その他取扱金融機関が必要とする書類

2 前項の規定にかかわらず、労働金庫法（昭和 28 年法律第 227 号）第 58 条第 2 項第 3 号に規定する会員を構成する個人が融資を受けようとする場合で、同法第 11 条第 1 項各号に規定する労働組合その他の会員により会員を構成する者であることの確認を受けたときは、前項各号の書類の添付を省略するものとする。

(調査等)

第7条 町長は、この融資制度の実施状況に関して必要があると認めたときは、取扱金融機関の融資状況を随時に調査し、又は報告を求めることができる。

(協議)

第8条 この要綱に定めのない事項については、町長と取扱金融機関が協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月16日から施行する。

別表（第3条関係）

貸付けの内容

1 資金使途

勤労者の生活向上改善に必要な資金

（1）自己の居住に供する家屋の増改築資金

（2）自己及び親族の冠婚葬祭資金

（3）同医療費

（4）子供の入学資金

（5）物品購入資金

（6）住宅用太陽光発電設備設置費用

（7）その他町長が適当と認めた資金

2 貸付限度額 1 5 0 万円

3 貸付利率 年度当初に町長が取扱金融機関と協議して定める。

4 返済の期間 5 年以内

5 返済の方法 元利均等割賦返済

6 保 証 取扱金融機関の定めによる。

電話 () (自宅)

中 井 町 長

町税の納付状況 (滞納あり ・ 納付済み)

中井町勤労者生活資金融資状況報告書

年 月 日

中井町長 殿

取扱金融機関

代 表 者

年 月分の融資状況を次のとおり報告します。

1 融資狀況

区分	前月末融資残高	当月の融資額	当月返済額	現在融資残額
件数				
金額				

2 融資内容

[illegible]